



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年6月28日金曜日 第2482号

◇ 目 次 ◇

指定障害児通所支援事業者の指定.....	(障害福祉課) ...	499
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ...	499
地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	500
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	500
道路の区域変更(県道久米垣生線).....	(中予地方局管理課) ...	500
道路の供用開始(県道久米垣生線).....	(") ...	500
道路の区域変更(県道久米垣生線).....	(") ...	500
道路の供用開始(県道久米垣生線).....	(") ...	501
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	501
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	501
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	(") ...	501
土地改良区の定款変更の認可.....	(") ...	501
道路の供用開始(一般国道381号).....	(南予地方局管理課) ...	501
道路の区域変更(県道宿毛津島線).....	(") ...	502
道路の供用開始(").....	(") ...	502

公 告

愛媛県武道館柔道用床転換システムの製造(改修).....	(文化・スポーツ振興課) ...	502
生産事業者講習会の開催.....	(森林整備課) ...	503
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....	(水産課) ...	503

雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告.....	(市町振興課) ...	504
---------------------	-------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第770号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成25年6月28日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100334	一般社団法人在宅ケアセンターひなたほっこ	松山市平井町甲3250-5	安藤 真知子	児童発達支援	一般社団法人在宅ケアセンターひなたほっこ	松山市平井町甲3250-5	平成25年5月1日

○愛媛県告示第771号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成25年6月28日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200505	特定非営利活動法人ばこあぼこ・はあと	今治市波止浜字高部下145番地1	高橋 亜 土	就労継続支援B型	リアン	今治市波止浜字高部下145番地1	平成25年5月1日
3811400278	株式会社野村福祉園	西予市野村町野村12号15番地	和 氣 数 男	就労継続支援B型	レインボーアグリ	西予市野村町野村大字タカヤ12号507番地の1・538番地の2(野村町野村12-46)	平成25年5月14日
3810400238	あさひみらい株式会社	八幡浜市真網代丙624番地1	三 瀧 小百合	就労継続支援B型	わくわくみらい館やわたはま	八幡浜市435番地18	平成25年5月24日

○愛媛県告示第772号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
四国中央市	川之江町の21	平成23年度から平成24年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿
今治市	馬越町1丁目等6単地区域	平成23年度から平成24年度まで	今治市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成25年6月28日

○愛媛県告示第773号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年6月28日から7月11日まで

○愛媛県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市北井門四丁目345番2から 同市古川南三丁目1351番1まで	旧	メートル 11 2～92 6	キロメートル 1 306	
			新	11 2～71 3	1 306	

○愛媛県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市北井門二丁目200番2地先から 同市古川南三丁目1349番1まで	平成25年6月28日

○愛媛県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市保免上二丁目154番1地先から 同市保免上二丁目309番1地先まで	旧	メートル 9.1～37.9	キロメートル 0.129	
			新	9.1～36.3	0.129	

○愛媛県告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市保免上二丁目155番1地先から 同市保免上二丁目311番4まで	平成25年 6 月28日

○愛媛県告示第778号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 6 月28日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
25中局建（開）第17号 平成25年 6 月18日	伊予郡松前町大字北黒田字勢田805番1、828番1、828番3、828番4、830番、831番2、831番4、838番1	伊予郡松前町大字西古泉285番地1 有限会社アットホーム 代表取締役 田 原 信 幸

○愛媛県告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年 6 月28日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 田 善 正	八幡浜市真網代丙686番地

八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成25年 6 月28日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	大 本 定 一	八幡浜市穴井603番地	八幡浜市穴井605番地

○愛媛県告示第781号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、吉田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 6 月28日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

○愛媛県告示第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

○愛媛県告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字蕨生1465番1から 同大字1472番2まで	平成25年 6月28日

○愛媛県告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内1948番1地先から 同町御内1944番2まで	旧	メートル 5.8～8.6	キロメートル 0.152	
			新	8.7～18.5	0.152	

○愛媛県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内1948番1地先から 同町御内1944番2まで	平成25年 6月28日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成25年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県武道館柔道用床転換システムの製造（改修）
- (2) 製造物品名及び数量
愛媛県武道館柔道用床転換システムの製造（改修） 一式
- (3) 製造物品の内容等
仕様書による。
- (4) 納入期限
平成26年 1月31日（金）
- (5) 納入場所
愛媛県松山市市坪西町551番地
愛媛県武道館主道場
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」について平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告に示した製造の請負を納入期限までに確実に遂行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 平成20年 4月 1日から平成25年 3月31日までの5年間に、国、地方公共団体又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者と、柔道用床転換システムを納入した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県企画振興部地域振興局文化・スポーツ振興課管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089) 912 2970

- (2) 入札書の受領期限
平成25年 8月 8日(木) 午後 2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成25年 8月 8日(木) 午後 2時00分
愛媛県庁第二別館 5階土木部入札室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した製造の請負を納入期限までに確実に遂行できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
この公告に示した製造の請負を納入期限までに確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be manufactured:
Automatic system for placing and removing 1088 tatami (judo) mats in "Ehime Prefectural Budokan", 1 set
 - (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 8 August, 2013
 - (3) For further information, please contact: Culture and Sports Promotion Division, Regional Promotion Subdepartment, Planning and Promotion Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2970

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成25年 6月28日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 開催の日時
平成25年 9月 5日(木) 9時
- 2 開催の場所

- 上浮穴郡久万高原町菅生
愛媛県農林水産研究所 林業研究センター 展示研修施設 研修室
- 3 受講申込期限
平成25年 8月29日まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。
- 4 受講申込書の請求先及び提出先
住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは農林水産部森林局森林整備課

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画(平成24年12月28日付け公告)を次のとおり変更した。
平成25年 6月28日

愛媛県知事 中村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量(以下「知事管理量」という。)及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量(以下「知事管理努力量」という。)の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。
 - (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績(他県からの入漁者の採捕実績を含む。)及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
 - (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度(以下「協定制度」という。)の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。
なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。
- 2 知事管理量に関する事項
平成24年及び平成25年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成24年		平成25年	
	平成24年 1月 から12月まで	平成24年 7月 から平成25年 6月まで	平成25年 1月 から12月まで	平成25年 7月 から平成26年 6月まで
まあじ	5,000トン		5,000トン	

まいわし	若 干		若 干	
まさば及び ごまさば		若 干		若 干

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成24年及び平成25年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋 生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成24年 1月 から12月まで	平成25年 1月 から12月まで
まあじ	中型まき網漁業 及び小型まき網 漁業	3,500トン	3,500トン

4 知事管理量（まあじにあつては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

(2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

(3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成24年及び平成25年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知 事 管 理 努 力 量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	
		平成24年 4月1日から6月30日まで	平成24年 9月1日から11月30日まで	平成25年 4月1日から6月30日まで	平成25年 9月1日から11月30日まで	平成24年 10月1日から12月31日まで	平成25年 10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項
平成24年及び平成25年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び安芸灘	平成24年 4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成25年 4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘	平成24年 9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成25年 9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である宇和海	平成24年 10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成25年 10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年 6月28日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 高須賀 功

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
負担金	4,352,710 337,142	13,931,906		151,090	240,360				

収 入	掛金	4,462,174 353,525	7,269,840			181,334				
	施設収入・商品売上						89,860			
	受取手数料									18,283
	利息及び配当金	99 11		178,968	91	91	44	867,016	604	4
	組合員貸付金利息									195,418
	その他収入	416,145			62,692	148	38,860	90,471	25,924	860
	補助金									6,176
	他経理から繰入金				27,827		29,500			
	前年度繰越支払準備金	731,076								
	計	9,962,204 690,678	21,201,746	178,968	241,700	421,933 6,176	158,264	957,487	221,946	19,147
支 出	給付	4,633,101								
	役職員給与				115,914	10,296	47,907	22,225	8,808	2,414
	厚生費				141	185,424 6,171	43	29	10	
	特定健康診査等費					18,798				
	旅費・事務費				9,989	4,308	1,685	2,900	2,197	609
	商品仕入						299			
	飲食材料費									
	委託費				8,123	99	4,649	639	70	154
	支払利息			178,968				524,092	168,568	8,015
	連合会払込金・拠出金	495,407								9,812
	前期高齢者納付金	1,923,381								
	後期高齢者支援金	1,682,021								
	老人保健拠出金	66								
	退職者給付拠出金	405,934								
	介護納付金	695,391								
	負担金払込金・掛金払込金		21,201,746							
	他経理へ繰入金	27,827					29,500			
	その他支出	117,603 766			106,892	24,955 5	99,056	26,962	28,237	4,417
	次年度繰越支払準備金	731,290								
計	10,016,630 696,157	21,201,746	178,968	241,059	273,380 6,176	153,639	576,847	217,702	15,609	
差引当期利益金又は当期損失金()	54,426 5,479	0	0	641	148,553 0	4,625	380,640	4,244	3,538	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	760,140	1,921,371	353,978	397,023	443,751	230,884	19,115,657	300,499	566,291
	固定資産			7,140,586	1,325	10	850,678	37,942,729	6,924,258	
	繰延資産									
資 産 合 計		760,140	1,921,371	7,494,564	398,348	443,761	1,081,562	57,058,386	7,224,757	566,291
負 債	流動負債	30,424	1,921,371		5,185	6,407 2,916	6,196	52,803,806	1,304	17,069
	固定負債	731,290		7,494,564	229,329	41,516	65,601	57,913	6,833,209	496,214
	負債合計	761,714	1,921,371	7,494,564	234,514	50,839	71,797	52,861,719	6,834,513	513,283
資 本	資本剰余金						945,432			
	利益剰余金又は欠損金()	3,509 5,083			163,834	392,922 0	64,333	4,196,667	390,244	53,008
	資本合計	1,574	0	0	163,834	392,922	1,009,765	4,196,667	390,244	53,008
負 債 ・ 純 資 産 合 計		760,140	1,921,371	7,494,564	398,348	443,761	1,081,562	57,058,386	7,224,757	566,291

(注) 短期経理の upper 段は短期、下段は介護に係るもの、保健経理の upper 段は保健、下段はメンタルヘルス対策事業に係るもの